（略）

品工火	
工業雷管	
電気雷管	
導火管付き雷管	
信号雷管	
銃用雷管	
捕鯨用信管	
捕鯨用火管	
実包	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの
	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの
空包	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの
	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの
導爆線	
制御発破用コード	
爆発せん孔器	
コンクリート破砕器	
煙火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）
	クラッカーボール
	引き玉
	前記以外の煙火
前記以外の火工品	

（略）

（略）

品工火		
工業雷管		工業雷管
電気雷管		電気雷管
導火管付き雷管		導火管付き雷管
信号雷管		信号雷管
銃用雷管		銃用雷管
捕鯨用信管		捕鯨用信管
捕鯨用火管		捕鯨用火管
実包	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの	軽実包
	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	重実包
空包	一個当たりの装薬量〇・五グラム以下のもの	軽空包
	一個当たりの装薬量〇・五グラムを超えるもの	重空包
導爆線		導爆線
制御発破用コード		制御発破用コード
爆発せん孔器		爆発せん孔器
コンクリート破砕器		コンクリート破砕器
煙火	がん具煙火（クラツカーボールを除く。）	一般がん具煙火
	クラツカーボール	クラツカーボール
	引き玉	引き玉
	前記以外の煙火	一般煙火
前記以外の火工品		一般火工品

（略）

附　則

この省令は、令和五年三月一日から施行する。